

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第6期）

1. 主旨・目的

事務局員が心身ともに健康で、その能力を十分に発揮することにより、組織としてより高い成果の創出と成長を実現するとともに、仕事と子育て等の両立が尊重され、多様な人材が働きがいをもって職務を遂行できるよう、労働環境を整備するための行動計画を、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のとおり策定する。

2. 計画期間

第6期 2023年4月1日～2027年3月31日（4年間）

3. 計画内容

以下の目標達成に向け、具体的な取組を推進する。推進状況については、衛生委員会において報告、協議するとともに、電子掲示板等を通じ事務局員に周知する。

【目標1. 事務局員の仕事と家庭の両立を支援するための労働環境の整備】

<主な取組内容>

- ・研修やイントラネット等の活用により、育児や介護と仕事の両立に取り組む職員への情報提供を拡充する。
- ・育休取得率の向上（特に男性職員）及び円滑な職場復帰の支援に努めるため、両立に関する全所的な理解促進に向けた意識啓発を図る。
- ・ICTの利活用等により生産性の向上を図り、様々な人材が活躍でき、多様な働き方が可能となる職場環境を醸成する。
- ・衛生委員会を通じて定期的に両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。
- ・総合職を対象とした「将来目指すキャリア」に関するアンケートを実施する。

【目標2. 年次有給休暇の取得促進による過重労働の防止措置】

<主な取組内容>

- ・各部署における時間外勤務の適正把握・適正管理を通じ、過重労働の防止と業務の平準化を図る。
- ・事務局員のモチベーション向上や心身の健康保持増進のため、年次有給休暇の計画的取得に向けた仕組みの整備を図る。

以上